

②労働基準法：働く女性の母性保護のための条項がある
対象者：女性労働者

権 利	権利の内容	利用するには
産前産後休暇 (第 65 条)	産前休暇：予定日の 6 週間前 (予定日は含まれる。多胎妊娠は 14 週前) 産後休暇：出産の翌日より 8 週間 (ただし、6 週間前は強制的休暇)	本人の請求
危険有害業務の 就業制限 (第 64 条の 3)	妊産婦(妊婦および産後 1 年未満の女性)の危険有害業務 の就業を制限 ① 重量物を取り扱う業務 ② 有毒ガスを発散する場所での業務 ③ その他妊婦・出産・保育に有害な業務	産後 6 週以降は 本人の請求
軽易業務転換 (第 65 条の 3)	危険有害業務以外の業務でも、妊娠中の女性の請求によ り、使用者は軽易な業務へ変換させなければならない。	本人の請求
変形時間外労働制 の適用制限 (第 66 条の 1)	1 日及び 1 週間の法定労働時間を超えて労働させること はできない。	
時間外・休日労働、 深夜業の禁止 (第 66 条の 2, 3)	妊産婦の時間外・休日労働・深夜業の免除を請求できる。	
育児時間 (67 条)	生後満 1 年に満たない生児を育てる女性は 1 日 2 回各々 少なくとも 30 分、その生児を育てるための時間を請求す ることができる。	
生理休暇 (67 条)	生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、 生理日に就業させてはならない。	